

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	東栄町 235628
地域名 (地域内農業集落名)	上古戸地区 (振草村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	2.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	2.5 ha
② 田の面積	2.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.1 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	0.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、担い手も不在であることから遊休農地等の更なる増加が懸念される。そのため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるには、地域全体を団体で維持していく必要があり、地域団体の体制維持や新規就農者の受け入れ体制の確立などが喫緊の課題である。また、鳥獣被害防止対策や維持管理が容易な作物の模索などを検討する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:14人(うち50歳代以下2人)、団体経営体:上古戸地区環境保全会、上古戸地区集落協定

主な作物:水稲

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・米を主要作物とし、地域団体を維持していくために地域の耕作状況を把握し、地域内外からの耕作希望者が現れた場合に対応できる体制を確立する。

・現状では担い手の確保が難しいため、景観を維持しつつ、耕作や保全・管理を容易にするための作物を模索する(ヒマワリなど)。

・担い手を確保できた場合、効率的かつ安定的な農業経営に向けて地域でサポートする。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域の話し合いにより継続して農地の管理を行う体制を維持し、農地中間管理機構への貸付により農業を担う者への農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率
			10 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地面積の団地数及び面積は、2箇所、平均17a(令和6年度時点)となっているが、非担い手が管理しているため、団地数及び面積の拡大を進め、今後担い手となれるように支援していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理事業を活用し、担い手になりうる農業を担う者を中心に農地中間管理機構と連携しながら農地集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、出し手と受け手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・小規模でも就農希望者がすぐに耕作を開始できるように保全管理を地域一体となって行う。 ・町などと連携し、就農希望者に農地を紹介できる体制を確立する。 ・地域外からの就農者の積極的な呼び込みを検討し、地域内の農業者については将来の担い手として育成するため、JA等と連携していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①イノシシやシカ、サルなどの鳥獣被害を抑えるために、侵入防止柵などの設置を行う。				
②農業を持続的に行える体制を確立するために、化学肥料の転換や使用量を減らすなどの対策を行う。				
⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域一体となって適切な維持管理を行う。				

